一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市岩倉町神明二一の五（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市矢部字谷下ノ入一三から一五まで、一六の一、二五、三二の一、字京早稲三一の一、三二、字矢畑一の三（次の図に示す部分に限る。）、一の四から一の六まで、字欠下七の二・八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六、七の三、七の四、八の二、一二、一三の一、一三の二、一四の五、一四の六、五七の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市矢部字谷下三の三、字高沢三の三から三の五まで、一二の五、一二の六、一二の九から一二の一一まで、三五の二、三六の二、三六の三、上平井字クロナキ八八九の一一・八八九の五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市岩倉町平藪一四の一七（次の図に示す部分に限る。）、神明二一の五（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十七号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）を実施するため、行政不服審査法施行令第十二条第二項第一号に掲げる手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求の範囲及び手数料の納付の方法を次のように定めたので、同号に基づき公示し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十一日

経済産業大臣　林　幹雄

行政不服審査法施行令第十二条第二項第一号に掲げる手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求の範囲及び手数料の納付の方法に関する告示

行政不服審査法（以下「法」という。）に基づく審査請求のうち、経済産業大臣が審査庁となる審査請求（特許、実用新案、意匠若しくは商標に関するもの又は弁理士法（平成十二年法律第四十九号）若しくは同法に基づく命令の規定による手続若しくは処分に関するものに限る。）をした者又は法第十三条第一項若しくは第二項の規定により当該審査請求に参加した者であって、法第三十八条第一項の規定による交付を求める者は、行政不服審査法施行令第十条に規定する書面に、当該交付に係る手数料の納付を証明する行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書を添付しなければならない。ただし、特許庁において手数料を現金で納付した場合は、この限りでない。

○経済産業省告示第四十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月十一日

経済産業大臣　林　幹雄

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
電灯レスキュー株式会社	青森県弘前市駅前二丁目三番地四十	平成二十八年三月十一日

○経済産業省告示第四十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十六条において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月十一日

経済産業大臣　林　幹雄

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
青森県電気工事業工業組合	青森県青森市本町二丁目九番十七号	平成二十八年三月十二日
岩手県電気工事業工業組合	岩手県盛岡市下太田榊四十八番地四十四	平成二十八年三月十二日
秋田県電気工事工業組合	秋田県秋田市泉南一丁目一番十八号	平成二十八年三月十二日
宮城県電気工事工業組合	宮城県仙台市若林区東七番丁百五十七番地の一	平成二十八年三月十二日
山形県電気工事工業組合	山形県山形市あこや町一丁目五番八号	平成二十八年三月十二日
福島県電気工事工業組合	福島県福島市御山字稲荷田三十一番地の二	平成二十八年三月十二日
新潟県電気工事工業組合	新潟県新潟市中央区上大川前通六番町千二百三番地	平成二十八年三月十二日
愛知県電気工事業工業組合	愛知県名古屋市東区東桜一丁目二番十四号	平成二十八年三月十二日
京都府電気工事工業組合	京都府京都市南区東九条宇賀辺町八番地	平成二十八年三月十二日
香川県電気工事業工業組合	香川県高松市三名町字東原三十番七	平成二十八年三月十二日
愛媛県電気工事工業組合	愛媛県松山市二番町四丁目四番地四	平成二十八年三月十二日
徳島県電気工事業工業組合	徳島県徳島市かちどき橋一丁目四十一番地	平成二十八年三月十二日
高知県電気工事業工業組合	高知県高知市大原町八十七番地の八	平成二十八年三月十二日
福岡県電気工事業工業組合	福岡県福岡市中央区高砂一丁目十八番十四号	平成二十八年三月十二日
佐賀県電気工事業工業組合	佐賀県佐賀市八丁畷町十一番八号	平成二十八年三月十二日
熊本県電気工事業工業組合	熊本県熊本市中央区上水前寺二丁目十六番十六号	平成二十八年三月十二日
大分県電気工事業工業組合	大分県大分市大字片島四百四十番地の二	平成二十八年三月十二日
宮崎県電気工事業工業組合	宮崎県宮崎市下原町二百五十六番地	平成二十八年三月十二日
鹿児島県電気工事業工業組合	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目三番十一号	平成二十八年三月十二日
沖縄県電気工事業工業組合	沖縄県那覇市古波蔵四丁目十二番七号	平成二十八年三月十二日